

申告に必要なもの（※該当するもののみお持ちください。）	
1	令和8年度特別区民税・都民税申告書
2	本人確認書類「別紙の【番号(マイナンバー)・本人確認書類について】を参照」
3	マイナンバー確認書類「別紙【番号(マイナンバー)・本人確認書類について】を参照」
4	給与所得者の源泉徴収票(源泉徴収票がない場合は、給与明細、支払証明書など)
5	公的年金等の源泉徴収票
6	<p><b>事業・家賃・地代などの収入および経費がわかるもの</b></p> <p>注釈：事業所得(営業・不動産)があり、経費などを計上したい場合、 「収支内訳報告書(所得税用の用紙を使用してください)」の添付が必要です。</p>
7	<p><b>各種控除に必要な領収書、証明書(源泉徴収票に含まれていないもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済掛金：払込証明書</li> <li>・社会保険料；国民年金保険料(証明書が必要)、国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料、介護保険料などの領収金額がわかるもの</li> <li>・生命保険料、地震保険料；控除証明書、支払証明書</li> <li>・障害者：障害の等級のわかる各種手帳(郵送される場合はコピーを同封してください。)</li> <li>・勤労学生：学生証、勤労学生控除に関する証明書など(郵送される場合はコピーを同封してください。)</li> <li>・雑損：警察の盜難届、消防署の罹災証明、領収書</li> <li>・寄附金：証明書、領収書等</li> <li>・国外に居住する被扶養者の扶養控除を受ける場合：「親族関係書類」及び「送金関係書類」 (注1) 2つの関係書類がない場合は控除できません。 (注2) 外国語で作成されている場合には、書類の和訳文の添付が必要です。 (注3) 令和6年度より、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について扶養対象となる適用条件が追加されました。詳しくは<a href="#">こちら</a>を参照して下さい。</li> <li>・医療費： (1)か(2)のどちらか一方をご提出ください。 (1)従来の医療費控除…明細書、医療費通知(「1 医療費通知に関する事項」に記入した場合) (2)セルフメディケーション税制…明細書 (注 1) 医療費控除を申告する場合、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(令和3年度以降、領収書では医療費控除を申告できません。) (注 2) 医療費の領収書を人ごと、病院・薬局ごとに合計し、健康保険や生命保険で補てんした金額がある場合はこれを差し引きして計算します。 (注 3) 明細書の記入内容の確認のため、法定納期限の翌日から5年間、領収書や一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求める場合があります。申告書に領収書等は同封せずご自宅で保管してください。</li> </ul>

